

## 焼却灰の放射性物質濃度の測定結果について (産業廃棄物焼却施設追加調査)

産業廃棄物焼却施設（9施設）の焼却灰の放射性物質濃度（セシウム134及びセシウム137）については、8月26日に先行調査結果として公表したところですが、このたび、前回調査中及び調査対象以外の産業廃棄物焼却施設の結果についてとりまとめたので、お知らせします。

### 【測定結果】

全ての焼却灰において基準を満たしており（15施設）、管理型最終処分場への埋立処分が可能です。

放射性セシウム濃度（セシウム134及びセシウム137の合計）

焼却灰	{	飛灰 <sup>※1</sup>	不検出	～	1,850	ベクレル/kg
		主灰 <sup>※2</sup>	不検出	～	320	ベクレル/kg

各施設の測定結果は別紙のとおり

### ◎ 焼却灰等の取扱いに関する国の基準

セシウム134及び137の合計	保管・処理の概要
100,000ベクレル/kg超	放射線を遮蔽できる施設で保管
100,000ベクレル/kg以下～ 8,000ベクレル/kg超	水との接触を防止し、長期間耐久性のある容器に入った状態で埋立てる等、特に対策を講じて管理型最終処分場に埋立処分
8,000ベクレル/kg以下	管理型最終処分場に埋立処分

※1 飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）をいう。

※2 主灰とは、ごみを燃やした燃えがらをいう。

問合せ先 循環型社会推進課 課長補佐（廃棄物対策担当） 細矢博 電話：023-630-3021 [報道監] 生活環境部次長 齋藤稔 電話：023-630-2547
--